

県立野球場条例の一部を改正する条例（平成 17 年岩手県条例第 104 号）附則第 2 項の規定により、岩手県営野球場の利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 表 1 に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表 2 に掲げる額を加算した額）
- 2 県立野球場条例の一部を改正する条例による改正後の県立野球場条例（昭和 45 年岩手県条例第 24 号。以下「改正後の条例」という。）第 3 条の 2 第 1 項の規定による許可を受けた場合にあっては、表 3 に掲げる額

表 1 施設の利用料金

区 分			グラウンド及びスタンドの利用料金						附属の施設の利用料金			
			土曜日及び休日以外の日			土曜日及び休日			屋内練習場	トレーニング室		研修室
			8時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで	8時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで		普通使用 (1人1回 につき)	回数使用 (1人6回 につき)	
入場 料等 を徴 収し ない 場合	アマ チュ ア野 球に 使用 する 場合	学生 及び 生徒	円 3,600	円 4,500	円 6,400	円 4,400	円 5,500	円 7,600	1時間まで ごとに 学生及び生 徒 1,500円 一般 3,000円	学生及び生 徒 150円 一般 300円	学生及び生 徒 750円 一般 1,500円	1時間まで ごとに 学生及び生 徒 400円 一般 800円
		一般	7,200	9,000	12,800	8,800	11,000	15,200				
	その他の催し に使用する場 合	21,600	27,000	38,400	26,400	33,000	45,600					
入場 料等 を徴 収す る場 合	アマ チュ ア野 球に 使用 する 場合	学生 及び 生徒	10,800	13,500	19,200	13,200	16,500	22,800				
		一般	21,600	27,000	38,400	26,400	33,000	45,600				
	その他の催し に使用する場 合	1日までごとに1日の最高入場料 の300人分に相当する額（その額 が454,500円に満たない場合は、 454,500円）			1日までごとに1日の最高入場料の 400人分に相当する額（その額が 568,300円に満たない場合は、 568,300円）							

備考 1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 31 日までの日並びに 1 月 2 日及び 3 日をいう。

3 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合（8 時から 12 時まで、12 時から 17

時まで、17時から21時までのそれぞれの区分を超える場合に限り。)は、その超える時間1時間につき、8時前のときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの区分の利用料金の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表2 附属の設備の利用料金

1 照明設備の利用料金

区 分		入場料等を徴収しない場合及び入場料等を徴収する場合でアマチュア野球に使用するとき	その他の場合
全灯使用の場合	1時間までごとに	円 21,600	円 144,000
396灯使用の場合	1時間までごとに	16,200	
288灯使用の場合	1時間までごとに	10,800	
180灯使用の場合	1時間までごとに	6,500	

2 その他の附属の設備の利用料金

区 分		アマチュア野球に使用する場合	その他の催しに使用する場合
放送設備	1試合につき	円 900	円 1,800
スコアボード	1試合につき	1,400	2,800
バッティングケージ	1日につき	1,500	3,000
審判用具1式	1試合につき	250	500
ピッチングマシン	1日につき	600	1,200
シャワー	1回につき		円 100

表3 改正後の条例第3条の2第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金

1人1日までごとに1,100円